







の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者  
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・  
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第  
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I

(一) 年  
二 募 入 三  
は 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者  
は 払 込 金 額 に 加 え 次 の 算  
式 により 算 出 し た 金 額 を 第 二  
十 号 に 規 定 す る 期 日 に 払 い 込  
む も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{2.3}{100} \times \frac{28}{365}}$$

(二) 発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
について、前記(一)の算式によ  
り算出した金額から当該金額  
に百分の二十を乗じた金額  
(ただし、当該国債を発行時  
に、又は外国法人である者が  
者又は外国人である者がある  
は、前記(一)の算式により算出  
た金額に当該非居住者又は外  
国法人が適用を受ける所得税  
の税率を乗じた金額)を控除

十四 初期利子

平成二十一年九月二十日を支払

することができる。  
期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 2.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十六 償還期限

平成五十一年三月二十日

十七 償還金額

額面金額百円につき百円

十八 元利支

日本銀行

十九 払入札参加

財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日

平成二十一年四月十七日